



★ 令和3年度算定基礎届の取り扱いについて

今年度の算定基礎届の受付業務は郵送等により実施させていただきます。日本年金機構より送付される算定基礎届は今まで通り健保組合にご提出して下さい。

6月中旬までに「社会保険の事務手続き」等の資料を各事業所宛に送付させていただきます。また、月額変更届が必要な事業所は事前にご連絡下さい。

★ 夏の生活スタイル変革に伴う対応について

従前から実施してきましたが、国の新しい対応として成長戦略に全国規模での朝方勤務の普及を盛り込み生産性の向上等に寄与させることとされてきております。

これまで同様次の通り実施しますのでご協力の程よろしくお願いいたします。

- ・クールビズ（夏の軽装）の実施 → 5・6・7・8・9・10月の6ヶ月
- ・朝方勤務の導入 → 7・8・9月の3ヶ月
（始業）9時00分（終業）17時15分 ⇒ （始業）8時30分（終業）16時45分
（昼休）12時00分～13時00分 ⇒ （昼休）11時30分～12時30分
- ・平日の「休日」を設定 → 8月13日（金）

★ 家族健診（特定健診）受診券について

昨年に引続き令和3年4月16日時点で被扶養者認定されている方を抽出し、40～74歳（当年度中）の被扶養者全員分の受診券を組合で事前交付させていただきました。事前交付者に係る申請書の提出は不要で、新たに資格取得された方や受診券を紛失・毀損された方については「特定健診受診券申請書（家族）新規・再交付」の提出により健保組合で交付いたします。資格喪失された方については利用できない旨説明し受診券を破棄していただきますようお願いいたします。今年度も家族健診（特定健診）の受診時に、腹囲と血圧の数値を基に、特定保健指導の初回指導を分割して実施いたします（医療機関によっては特定保健指導を実施できないこともあります）。後日、血液検査の結果も含め特定保健指導の階層化判定し、支援内容に応じた特定保健指導を実施します。

また、家族健診（特定健診）の結果で特定保健指導に該当された場合は、別途健保組合より特定保健指導に係る受診券を交付いたします。

★ 巡回レディース健康診断について（被扶養者）

今年度も40歳以上の女性の被扶養者を対象とした『巡回レディース健康診断』を実施いたします。（一社）全国健康増進協議会が取りまとめ、全国各エリアを9つの医療機関が分担し公共施設やホテルを会場に実施する巡回型の健康診断です。全国の健保組合の加入者が参加しているため、各会場には定員人数が設定されており、希望する会場や健診日に受診できないことがありますので予めご了承下さい。

こちらの案内は、委託先の（一社）全国健康増進協議会より、5月11日に各事業所へ配布させていただきます。過不足等ございましたらお手数ですが、健康管理課までご連絡をお願いいたします。